

官民競争入札等監理委員会
第74回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第74回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成23年5月25日（水）16:30～17:33

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1. 実施要項（案）について
 - (1) 国税局電話相談センターにおける相談業務
 - (2) 防衛省・航空自衛隊事務用品調達事務
 - (3) 政府所有米穀の販売等業務
2. 経済産業研究所データベース業務に係る事業の評価（案）について
3. 情報処理技術者試験事業の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）について
4. 公共サービス改革プログラムの取りまとめに係る報告について【非公開】
5. 公共サービス改革法の施行状況の検討について【非公開】
6. 公共サービス改革法対象事業選定の進捗状況について【非公開】

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、樫谷委員、小林委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（政府）

園田大臣政務官

（事務局）

館事務局長、和田参事官、後藤参事官、栗田参事官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第74回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題であります。お手元にありますような議題が掲げられており、これらの御審議をお願いするということでもあります。

まず、実施要項（案）では、国税局電話相談センターにおける相談業務というものが最初のものであります。これにつきましては、榎谷主査から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

資料1-1にございますように、国税局電話相談センターにおける相談業務と書いてあるのですが、相談業務全体ではなくて、その一部で非常に形式的なというのでしょうか、場所がどこにあるのですかというところも含めて、それが中心の相談業務でございます。そこを今年の11月から26年3月までの2年5か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することになっております。

審議の結果でございますが、まず、公共サービスの質について論点が1つございまして、利用者アンケート調査というものがあるのですが、公共サービスの質をアンケート調査で把握するとしているのですけれども、電話によるアンケート協力だから、十分な回答が得られない可能性があるのではないかとか、あるいはサービスの質を本当に適切に把握できないのではないかとという論点がございましたが、国税局の方でアンケートは年2回1週間程度行うということ想定しているのだけれども、回答者の状況に応じて期間を延長したり、回答者の確保に努めたいということでもあります。

また、利用者アンケートの自動音声ガイダンスにおいて、オペレーターの対応に関するアンケート調査である点について明確にしたということもございます。

意見募集の結果です。特にこれは税務に関する相談ということになっておりますので、税務相談をするものではないのですけれども、その周辺の業務が中心なのですが、若干の知識が必要だろうということで、税知識といっても、税理士資格を必要とするレベルのものなのかどうかという議論になったのですが、それは税理士資格を必要とするものではないということも明記していただきましたし、この業務そのものは、税務相談そのものを行うことではないのだということも明確にさせていただきました。

したがって、入札監理小委員会において、税務相談を行ってはいけないわけですから、どういった場合が税務相談に該当するのかとか、委託業務遂行に必要な税知識というのは何かということの内容を説明会で御説明いただくことを確認いたしました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

続きまして、防衛省・航空自衛隊事務用品等調達業務と政府所有米穀の販売等業務の2件につきまして、小林副主査の方から御報告をお願いいたします。

○小林委員 それでは、資料2-1に基づきまして、防衛省・航空自衛隊事務用品等調達業務について御報告いたします。

これは平成 23 年度から事務用品等調達業務について民間競争入札を実施することになっております。これに基づきまして審議をいたしました。

まず 1 点目の論点は、確保されるべきサービスの質で、実施要項の中に電子カタログを使用した発注時に「受注上限額を超えて受注しないこと」という記載がありましたけれども、これは発注者側の国が管理すべき事項であって、民間委託すべきものではないということで検討していただきました。

その対応としまして「受注することなく航空自衛隊に通知すること」ということで、航空自衛隊がその予算の上限を監理することを明確化いたしました。

2 点目は、意見募集で出された意見への対応です。中小企業の受注機会に配慮してほしいという意見がございました。

これに対しましては、単独で応札できない場合は、共同体の結成による応札が可能としているということと、契約後、電子カタログの運用開始までに十分に準備期間がとれるように修正するというので、中小企業の受注機会があるように可能な限り配慮するよういたしました。

このほか、品目リストの細部規格等の修正意見・要望等についても必要な修正をしていただきました。

3 点目は、落札者を決定するための評価の基準と落札者の決定に関する事項であります。これは公共サービス改革法の対象事業は、総合評価を採用しているところは勿論のことですけれども、この事業の場合には、業務実施方法等の加点項目について、現時点で加点すべき箇所を明確に設定することができない、評価項目の精査ができないということが問題になりました。

これにつきましては、関係省庁と協議をしていただきまして、暫定的な措置としては、加点項目を設けずに、入札参加資格及び提案書評価基準の必須項目の要件をすべて満たして、金額が予定価格の範囲内である者のうち最も低い者を落札者として決定することといたしましたけれども、将来的には、質の部分の評価を入れる総合評価への移行も視野に入れて、情報収集、検討を行うようにということも求めたところであります。

続きまして、資料 3-1 に基づきまして、政府所有米穀の販売等業務について御報告いたします。

この業務は、基本方針におきまして、平成 23 年 10 月から 29 年 3 月までの約 6 年間に契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。

1 点目の論点は、入札参加資格等でございます。この業務は、米穀の保管、輸送、販売という一連の複数の業務を行うもので、入札参加者から提出された企画書に記載された内容及びその入札書類により入札参加資格が確認されたものについて、入札価格の低いものから順次外国産米穀の委託予定数量に達するまで落札者として決定するというのでございます。

このため、入札参加者の能力を適切に確認できることが必要であり、また、求める能力

が何であるかということが入札参加者にわかりやすいようにしていただくことが必要だということで、保管と輸送と販売の複数業務にどのような資格が必要か。企画書でどのような内容が求められるのかということ整理していただく必要があるということ審議いたしました。

その対応といたしまして、複数業務について、資格についてよりわかりやすいように記載内容、記載箇所を整理していただくとともに、企画書で何を求めているのかということがより明確になるように追記していただいたところであります。

2点目は、情報非公開の部分で、保管とか輸送の業務におきましては、それが作業量によってコストが発生するということなので、これまでの取扱い数量実績を記載した方がイメージしやすいということを指摘いたしました。

その結果といたしまして、平成20年、21年において、保管、輸送等の各業務において、どのぐらいの取扱い数量があったかということを追記していただいたということでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました3件の実施要項（案）につきまして、異存はないとしてよろしいでしょうか。

榎谷委員、どうぞ。

○榎谷委員 今、小林委員がおっしゃった資料2-1の航空自衛隊のものですが、これは総合評価方式を採用した場合には、要するに加点項目はなくて、必須項目だけ審査して、金額だけで判断するということですね。こういうものも市場化テストと言っていいのですかね。質とコストと言っているだけですが、質の部分がなくて、コストだけで見ているのではないかと思うのです。やむを得ないと思うのですけれども、こういうものはどういふふうを考えればよろしいのでしょうか。

○落合委員長 どうぞ。

○後藤参事官 確かにおっしゃるように、公サ法の基本理念では、公共サービスの質の維持、向上を図るということがうたわれております。

ただ、公サ法の法文上は、質の維持、向上に関する実施体制や方法を提案することと、入札金額の両方を審査するとありまして、必ず総合評価でなければならないとは書かれておりません。

実態を申しますと、この業務はこれまで価格競争で実施していたものですが、公正性、透明性を図るという観点で事業選定されたところがございまして、まず、暫定的に質は一定のものを確保する。これは、実は必須項目というところを企画提案させますので、その中で一定の質は通常の価格競争よりは確認できる。ただ、その上の加算項目は多様な業務がありますので、価格により難しい確かなものが確認された段階で総合評価に移すということも前提に、これから進めていこうという流れになって決着したところでございましたの

で、御理解いただければと思います。

○落合委員長 榎谷委員、よろしいでしょうか。

○榎谷委員 わかりました。

○落合委員長 それでは、3件につきまして、公共サービス改革法の第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）について、監理委員会として異存はないということにいたします。

続きまして、第2番目の議題であります「2. 経済産業研究所データベース業務に係る事業の評価（案）について」であります。これは事業主体から実施状況報告を受けて、それに基づいて内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議が行われたものであります。

事務局の方から、これにつきまして説明をお願いします。

○栗田参事官 今後、評価の案件数が増えてまいりますので、今月より評価の御説明をさせていただくときに、評価の概要というペーパーを御用意させていただきました。資料4-1で説明をさせていただければと思います。

「経済産業研究所データベース業務の評価（案）の概要」ということで、まず「1. 業務内容及び契約期間」でございますが、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）が行います日本産業生産性データベース（JIP）という加工統計を作成するための基礎資料の収集・入力及びRIETIのTIDという加工統計の作成・更新・公開業務に係る業務が今般対象となっております。

契約期間は、平成21年12月4日から平成24年2月28日までの2年3か月でございます。

「2. 実施状況に関する評価」でございますが、平成21年度分のJIPの基礎資料のデータ入力におきまして、一部入力過誤が発生いたしました。しかし、RIETIの方で再納品依頼をいたしまして、それに適切に対応するとともに入力ミスの原因究明を行いました。作業者のデータ入力の不慣れで、入力元のデータを取り違えて、別の年のものを入れてしまったということのようなのですが、原因究明をし、今後の対策を策定しております。対策としましては、複数の者が目視できちんと確認をし、更に入力用ソフトの機能、エクセルの計算機能を利用してチェックするといったことを策定しております。

適切に対応しまして、以後、入力ミスは生じておりません。

そのほか、確保すべきサービスの質は達成されているということですので、適切に事業は実施されたと評価しております。

「3. 実施経費に関する評価」でございますが、1年当たりの実施経費約1,090万円が、従来の実施に要した経費1,252万円の約87%に相当するというので、年間162万円当たり経費が削減されております。

こういったことを受けまして「4. 今後の事業について」は、RIETIにおきまして、次期事業においても同じく民間競争入札を実施していただくことを求めています。ただ、契約期間を少し拡大できないかということで問いかけております。そうしまして、民間事

業者の初期投資の回収、創意工夫の発揮を容易として参入意欲を高め、結果的に更なる経費削減が図られること及び RIETI 側の契約事務コストの軽減を図ることが必要であるとしております。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますか。

よろしければ、この事業評価（案）につきまして、監理委員会として異存はないということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そうしますと、議題3「情報処理技術者試験事業の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）について」であります。

こちらにつきましても、内閣府の方から説明をお願いいたします。

○後藤参事官 それでは、お手元の資料5をお願いいたします。

情報処理技術者試験事業は、経済産業省が所管する国家試験でございまして、昭和44年度から実施されているものでございますけれども、この実施に当たっては、全国で60万人くらい受験者がいるのですが、独立行政法人情報処理推進機構が支部組織を活用して、当たってきたということでございます。

この業務は、既に民間競争入札を平成19年から、沖縄や四国などの地方の組織で行いまして、実施して成果が出れば、地方支部は廃止するというやり方をやってきておりまして、残された関東支部、中部支部、近畿支部という一番多いところについて今回実施しまして、これができればすべての支部が廃止になるということでございます。

平成23年度中にこの3支部を廃止したいということで、この措置に関する計画をお認めいただきたいということでございます。お認めいただければ、入札監理小委員会での審議を行いまして、23年7月を目途に入札を実施いたしまして、24年4月の春の試験からは落札者による事業を実施したいということで、期間は2年3か月ということでございます。

2ページの真ん中ほどに、先ほど申し上げましたような、19年から取り組んでおりました経緯等が書かれております。

また、業務の内容については、試験会場の確保や責任者を配置するとか、試験を運営するという部分的な業務ということですので、これは民間でも十分可能ということでございます。その結果につきましては、資料の7ページに、先行実施した事業の評価を既に監理委員会に報告させていただいているところですが、機構が実施していた時代に比べて、民間委託をした結果、経費的にも、質的にも、ほぼ大きな成果が出ているということですので、今回についてもうまくいくのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますか。

よろしければ、これも異存はないということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、監理委員会として異存はないということにいたします。

そういたしますと、本日の公開審議はこれで終了ということになりますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)